

岩見沢市個別施設計画 (大型カルバート)



令和3年9月
(令和4年10月改訂)

建設部土木課

目 次

1. 対象施設

2. 施設の現状

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

3.2 点検頻度・点検方法

4. 計画期間

5. 対策の優先順位（維持管理計画の方針）

6. 対策内容及び実施時期

7. 集約化・撤去

8. 新技術等の活用

9. 記録

10. 改訂履歴

1. 対象施設

この個別施設計画（以下「計画」という。）の対象とする施設は、岩見沢市が管理する大型カルバートとする。

2. 施設の現状

岩見沢市が管理する大型カルバートは下表のとおりである。

施設名	路線名	所在地	延長(m)	架設年
栄町4号線 大型カルバート	栄町4号線 (交差：水明公園)	5条東16丁目 (別紙位置図)	50.00	1999 (H11)
東18丁目中4号線 大型カルバート	東18丁目中4号線 (交差：東17丁目線)	3条東17丁目 (別紙位置図)	16.13	1982 (S57)

3. 維持管理の基本的な考え方

3.1 基本方針

適切な頻度で点検を実施し、その点検結果を踏まえ、効率的な維持を行い予防保全型の維持管理によりライフサイクルコストの縮減を図る。

3.2 点検頻度・点検方法

1) 点検頻度

定期点検は、5年に1回の頻度で実施することを基本とする。また、定期点検に加え、巡視の機会を通じ適宜状況把握に努めるものとする。

2) 点検方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし、全ての部材に近接して部材の状態を評価する。

3) 健全性の診断

施設毎の健全性の診断は、北海道市町村橋梁点検マニュアル（北海道道路メンテナンス会議・平成31年3月）に準じて下表の区分により行う。

区分		状態
I	健全	大型カルバートの機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	大型カルバートの機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	大型カルバートの機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	大型カルバートの機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

4. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう10年とする。（令和3年9月～令和13年3月）

計画期間									
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
補修・修繕	点検	点検結果により補修・修繕				点検	点検結果により補修・修繕		

5. 対策の優先順位（維持管理計画の方針）

点検結果に基づいて、効果的な維持及び修繕が図られるような措置を講ずる。

なお、判定区分のⅡ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は下表のとおりとする。

区分	措置
Ⅳ	機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高いと判定した大型カルバートについては、緊急に対策を実施する。
Ⅲ	機能に支障が生じる可能性があるとして判定した大型カルバートについては、損傷程度を考慮し、優先的に対策を実施する。
Ⅱ	機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいと判定した大型カルバートについては、必要に応じて対策を実施する。ただし、対策の実施時期については、その他個別施設計画における修繕の進捗状況や、各年の予算及び事業量を勘案し決定するものとする。

6. 対策内容及び実施時期

対策内容及び実施時期については、別紙「大型カルバート一覧表」による。

7. 集約化・撤去

- ◆令和5年度から修繕を行う施設は全て、集約化・撤去を検討する。
- ・使用頻度が減少した施設、迂回路が存在する路線の施設を優先的に検討する。
- ・主要部材に重大な損傷を有する施設は集約化・撤去を検討する。
- その後、ライフサイクルコストを考慮した、「延命化」や「更新」を検討する。
- ・橋梁及び大型カルバートの個別施設計画と合わせて、令和7年度までに、管理橋のうち2橋の集約化・撤去により100万円のコスト縮減を目指す。

8. 新技術等の活用

- ◆令和5年度から修繕を行う橋梁は全て、新技術の活用を検討する。
- ・令和5年度の定期点検から、修繕や点検等に係る新技術等の活用の検討を行うとともに、費用の縮減や事業の効率化等の効果が見込まれる新技術等については、積極的に活用する。
- ・技術情報は、新技術情報提供システム（NETIS）や製品や工法カタログを参考に情報収集し、事業の効率化やコスト縮減を検討する。
- ・点検、修繕において令和12年度までに、新技術の活用により、100万円のコスト縮減を目指す。

9. 記録

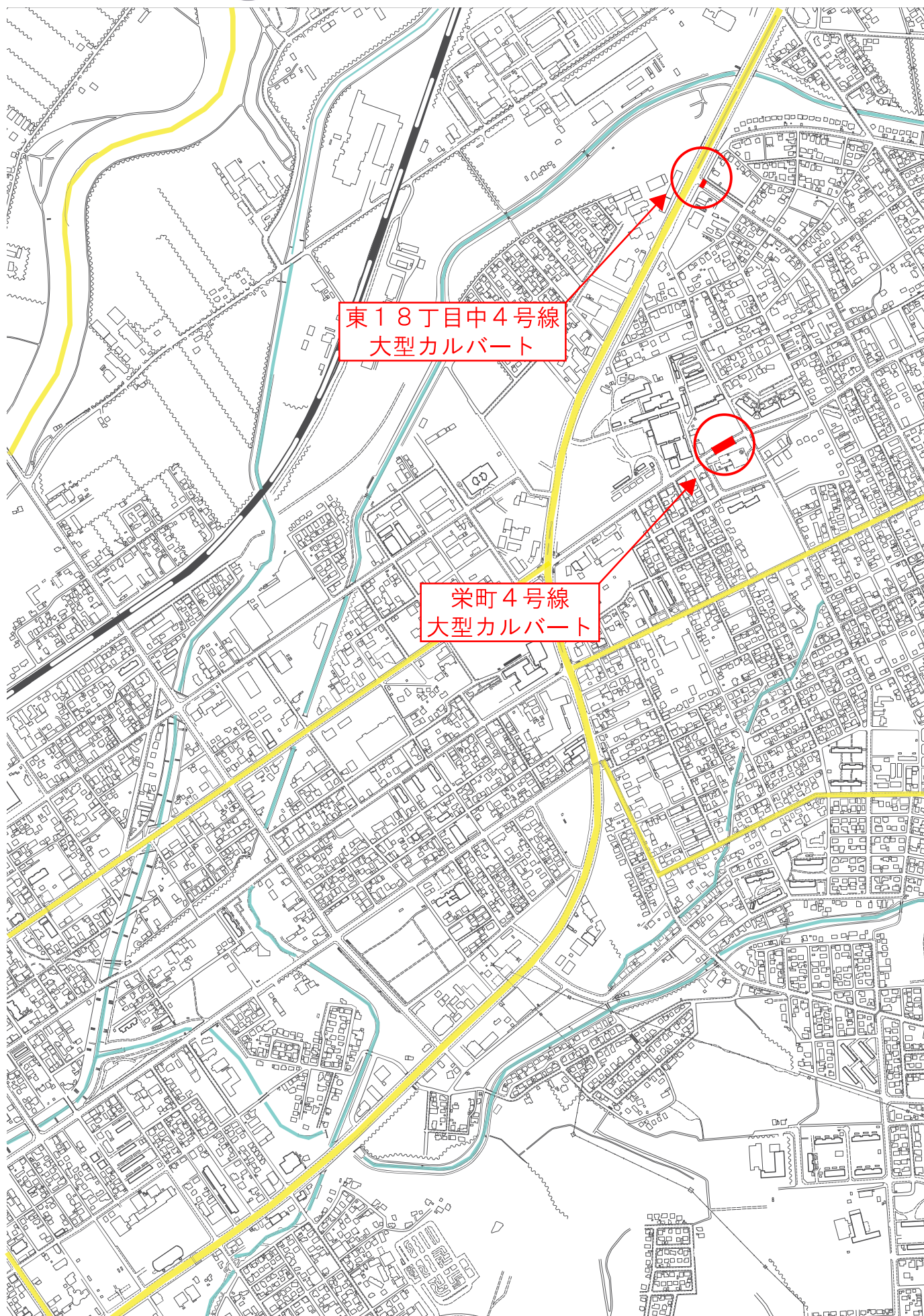
点検及び維持修繕を行った際は、その内容と実施時期等の履歴を確実に記録し、これを保管する。

10. 改訂履歴

令和3年9月	初回
令和4年10月	第1回改訂

位置図

S=1:1000



東18丁目中4号線
大型カルバート

栄町4号線
大型カルバート

【岩見沢市 大型カルバート一覧表】

構造物の諸元									
施設名	路線名	架設年	延長長	幅員	構造型式	所在地	維持管理 区分	直近における点検結果及び次回点検年度	
								点検結果 年度	判定区分
栄町4号線 大型カルバート	栄町4号線	1999	50.00	16.05	プレキャスト ボックス カルバート	43.214664度, 141.788710度	A	2022	II
東18丁目中4号線 大型カルバート	東18丁目中4号線	1982	16.13	8.20	場所打ち ボックス カルバート	43.219481度, 141.788074度	B	2022	II
end	end	end	end	end	end	end	end	end	end

健全性 診断区分	維持管理区分		
	A	B	C
I 良	—	—	—
II	①予防保全 — ②予防保全		該当なし
III	該当なし	該当なし	該当なし
IV 悪	該当なし	該当なし	該当なし

【岩見沢市の大型カルバート維持管理区分】

管理区分		管理水準区分 内 容	該当構造物基数 (基)
A	1	・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁（JR,高速道路）	
	2	・緊急輸送路（1次、3次）	
	3	・バス路線（公共）	
	4	・都市計画道路	1
	5	・延長50m以上	
	6	・延長15m以上で生命線道路（迂回路が無い）	1
B	1	・交差指定道路(第1号、第3号)	
	2	・D I D地区	
	3	・1級市道	1
	4	・A及びB1～3以外で延長15m以上	1
C	1	・A以外で小規模橋梁（延長15m未満）	
	2	・第三者被害を及ぼす可能性のない人道橋	
	3	・上記を含む、北村遊水地計画区域内の構造物	0
合 計			2

<管理区分A>：予防維持管理
出きる限り劣化が顕在化する前に予防保全的に対策を行う橋梁群
劣化が顕在化した後では、対策が困難なもの。劣化が外へ表れては困るもの。
設計耐用期間が長いもの。
<管理区分B>：事後維持管理
損傷が顕在化した後に事後保全的に対策を行う橋梁群
劣化が外に表れてからでも対策が可能なもの。
<管理区分C>：観察維持管理
使用できるだけ使用し、大規模補修・更新を行う橋梁群
第三者影響度に関する安全性を確保すればよいもの。